議案第11号

豊橋市市費負担教員の給与の支給に関する規則について

令和2年3月26日提出

豊橋市教育委員会 教育長 山 西 正 泰 豊橋市市費負担教員の給与の支給に関する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

## 豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市市費負担教員の給与の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市市費負担教員の給与等に関する条例(令和2年豊橋市条 例第 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、市費負担教員の給与の支給に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(初任給)

第2条 新たに市費負担教員となった者の職務の級は、条例第4条第2項の規定により決定された職務の級とし、その号給は初任給基準表(別表第1)を用いる。

(教職調整額の支給方法)

第3条 条例第5条第1項に規定する教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

(教員特殊業務手当)

- 第4条 条例第6条第1項に規定する教育委員会規則で定める勤務は、次に掲げる業務とする。
  - (1) 学校の管理下において緊急に行う業務で次に掲げるもの
    - ア 非常災害時における児童の保護又は教育委員会が別に定める防災若しくは 復旧の業務
    - イ 児童の負傷、疾病等に伴う救急の業務
    - ウ 児童に対する補導の業務
  - (2) 修学旅行その他の教育委員会が別に定める学校行事において児童を引率して 行う指導の業務で宿泊を要するもの
  - (3) 教育委員会が別に定める対外運動競技等において児童を引率して行う指導の 業務で、宿泊を要するもの又は豊橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平 成7年豊橋市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。)第3条に規定する週

休日(以下「週休日」という。) 若しくは勤務時間条例第9条に規定する休日(当該休日に準ずるものとして教育委員会が別に定める日を含む。以下「休日等」という。) に行うもの

- (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童に対する指導の業務(教育委員会が別に定める業務に限る。)で週休日、休日等その他教育委員会が別に定める日に行うもの
- 2 条例第6条第2項に規定する教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の 区分に応じて、当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号アに掲げる業務 勤務1日につき8,000円(被害が特に甚大な非常 災害(教育委員会が別に定めるものに限る。)の際に、心身に著しい負担を与え る業務として教育委員会が別に定める業務に従事した場合にあっては、16,000円)
  - (2) 前項第1号イ及びウに掲げる業務 勤務1日につき7,500円
  - (3) 前項第2号及び第3号に掲げる業務 勤務1日につき5,000円
  - (4) 前項第4号に掲げる業務 勤務1日につき2,700円
- 3 同一の日において、教員特殊業務手当に係る業務のうち2以上の業務に従事した場合における当該手当の額は、主として従事した業務にのみ従事したものとして得られることとなる額とする。

(義務教育等教員特別手当の月額)

- 第5条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する義務教育等教員特別手当月額表(別表第2)に掲げる額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市費負担教員の義務教育等教員特別 手当の月額は、同項の規定による額に当該各号に定める規定により定められたその 者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗 じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と する。
  - (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項 の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた市費負担教員 (同法第17条の規定による勤務をすることとなった市費負担教員を含む。) 勤 務時間条例第2条第2項又は第5項
  - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された 市費負担教員 勤務時間条例第2条第4項又は第5項

3 義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(退職手当の調整額)

- 第6条 市費負担教員に対する豊橋市職員の退職手当に関する条例(平成8年豊橋市条例第5号。以下この条において「退職手当条例」という。)の規定の適用については、退職手当条例第6条中「20年以上」とあるのは「25年以上」と、同条及び第9条の3表中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の2を超えない範囲内で教育委員会が別に定める割合」と、退職手当条例第9条の4第1項中「(7) 第7号区分 0」とあるのは「(7) 第7号区分 21,700円
  - (8) 第8号区分 0 」
  - と、同条第4項第3号中「19年以下」とあるのは「24年以下」とする。
- 2 前項の規定により読み替えて適用する退職手当条例第9条の4第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、教育委員会が別に定める。

(期末手当及び勤勉手当の基礎額)

第7条 条例別表第1の2級の欄の適用を受ける市費負担教員のうち教育委員会の定めるものの期末手当及び勤勉手当の基礎額は、豊橋市職員の給与に関する条例(昭和26年豊橋市条例第5号)第19条の3第4項(条例第19条の6第4項において準用する場合を含む。)に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して、100分の20を超えない範囲内で教育委員会が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

## 初任給基準表

職種	基準学歴	初任給
	博士課程修了	2級47号給

	修士課程修了	O VII OO P VA	
教諭	専門職学位課程修了	2 級 29 号 給	
	大学卒	2級17号給	
	短大卒	2級7号給	
講師	大学卒	1 級25号給	
	短大卒	1 級15号給	
	高校卒	1級5号給	

別表第2(第5条関係)

## 義務教育教員等特別手当月額表

我仍然自然具守的加丁当月银代				
職務の級号級	1 級	2 級		
	円	円		
$1 \sim 4$	2,000	2, 100		
5 ~ 8	2,000	2,300		
9 ~ 12	2, 100	2,400		
13~16	2, 200	2,500		
$17\sim20$	2, 300	2,600		
21~24	2, 400	2,800		
25~28	2,600	2,900		
29~32	2,700	3,000		
33~36	2,800	3, 200		
37~40	2, 900	3,300		
41~44	3, 100	3,500		
45~48	3, 200	3,700		
49~52	3, 300	3,800		
53~56	3, 400	4, 100		
57~60	3, 500	4, 300		
61~64	3,600	4,500		
65~68	3,700	4,800		
69~72	3,800	4,900		
73~76	3, 900	5, 100		

77~80	4,000	5, 300
81~84	4, 100	5, 400
85~88	4, 100	5, 500
89~92	4, 200	5,600
93~96	4, 300	5,800
97~100	4, 400	5,900
101~104	4, 400	6, 100
105~108	4, 500	6, 200
109~112	4,500	6, 300
113~116	4,600	6, 400
$117 \sim 120$	4,700	6, 500
121~124	4,700	6,600
125	4,800	6,700
126~128		6,700
129~132		6,800
133~144		6,900
$145 \sim 148$		7,000
149~165		7, 100